

## 答申第9号

### 「特定法人からの相談記録の非開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求に対する裁決」 についての答申

#### 栃木県個人情報保護審議会

##### 第1 審議会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「平成25年6月、請求人が特定法人の株主総会の事前質問書を提出したが、それについてどのような相談を受けたか判る文書」について開示請求を行ったことに対して、その存否を明らかにしないで非開示決定を行ったこと（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

##### 第2 諮問事案の概要

###### 1 保有個人情報開示請求書の提出

審査請求人は、実施機関に対し、平成25年9月10日付けで栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

###### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件請求保有個人情報について、存否を明らかにしないで非開示決定（本件処分）を行い、審査請求人に通知した。（平成25年9月19日付け栃広第462号により通知）

###### 3 審査請求書の提出

審査請求人から、栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成25年9月20日付けで審査請求書が提出された。

##### 第3 審査請求人の主張要旨

###### 1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

###### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び開示決定等理由説明書に対する意見書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

特に争っているのではないのだから、開示すべきである。

##### 第4 諮問庁等の主張要旨

諮問庁の開示決定等理由説明書を要約すると、おおむね次のとおりである。

###### 1 条例第15条第7項該当性について

条例第15条第7項は、県の機関などが行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

については非公開となることを規定している。

警察が取り扱う相談の定義は、相談者が警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めることを意味するものであり、この業務は、警務・生活安全・地域・刑事・交通・警備警察に係るものなど非常に広く多岐に渡る。

警察に対してなされる相談については、相談者を含む関係者の権利利益が尊重されなければならないとともに、相談の秘密も厳守されるとの信頼関係の下になされるものである。

よって、仮に特定の者が警察に対し行った相談事実の有無が明らかになった場合には、秘密を守るといふ相談者との信頼関係が損なわれるばかりか、相談者が今後、警察への相談を躊躇する可能性があり、警察が行う相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第15条第7号に該当する。

## 2 条例第18条（存否応答拒否）の該当性について

条例第18条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

本件請求の対象とされた保有個人情報については、その存否を明らかにするだけで、上記1で述べた条例第15条第7号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例第18条を適用し、本件処分をしたものである。

## 第5 審議会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

### 2 対象保有個人情報

本件審査請求の対象となる保有個人情報は、「請求人が特定法人の株主総会の事前質問書を提出したが、それについてどのような相談を受けたか判る文書」に記録されている保有個人情報であり、具体的には、当該法人が警察に相談する事柄に関する情報であると認められる。

実施機関は、条例第18条（該当非開示情報は第15条第7号）に該当するとして、本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているので、条例第15条第7号及び第18条の該当性について、以下検討する。

### 3 具体的な判断

(1) 条例第15条第7号は、県の機関などが行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非開示とすることを規定している。

条例第18条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

(2) 県民等が警察に対して相談することについては、当事者の権利利益を保護するために、相談の有無を含めて、その秘密が守られるという前提で成り立っており、これが崩れることになると、多くの県民が警察への相談を躊躇することが考えられ、警察の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第15条第7号に該当すると認められる。また、条例第18条を適用することが相当な情報である。

よって、実施機関がその存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当であると判断する。

#### 4 結論

以上のことから、当審議会の結論は、「第1 審議会の結論」のとおりとする。

#### 5 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年10月23日	・ 諮問書（平成25年10月23日付け）を受理
平成25年12月18日	・ 諮問庁から開示決定等理由説明書（平成25年12月18日付け）を受理
平成26年1月27日	・ 審査請求人から意見書を受理（平成26年1月25日付け）
平成26年1月29日	・ 審査請求人から意見書を受理（平成26年1月28, 29日付け）
平成26年2月19日 （第44回審議会）	・ 審議（経過等説明）
平成26年3月27日 （第45回審議会）	・ 審議

#### 栃木県個人情報保護審議会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業	備 考
青 木 楊 子	医師	
島 田 好 正	元宇都宮女子高等学校長	会 長
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長職務代理者
本 山 路 子	特定非営利活動法人とちぎ消費生活サポートネット理事	
安 田 真 道	弁護士	